

中小企業の賃上げ。どう対応するべき？

2015年春季労使交渉(春闘)では、賃上げについて経営サイドの姿勢がかなり好転し、政労使会議においても、「企業収益の拡大を来年春(2015年度の)の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある」としてます。こういった流れを受け、多くのメディアで賃上げに関する取り組み等が取りざたされたのは、皆さんの記憶に新しいことと思います。

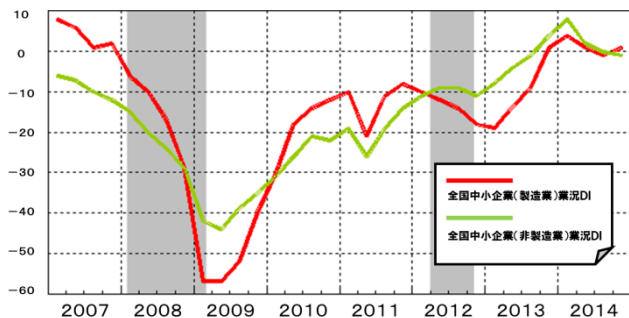
こうした情報に日々接する中小企業の従業員たちが、「うちはどうなんだろう?」と疑問を持ち、経営者や上司に相談を持ちかけることも決して少なくありません。「景気回復は大企業だけだよ、うちみたいな中小企業には縁の無い話だね」と一蹴していないでしょうか?

中小企業における賃上げについて考えてみましょう。

1. 業績回復は確かなものに

リーマンショック以降、先行き不透明感が漂いながらも、大企業のみならず中小企業においても徐々にではあるが業績回復の兆しが見えています。下図は日銀短観の業況DI(DIの説明は図表1脚注の通り)で、製造業、非製造業共に中小企業においても業況回復の傾向にあることがわかります。

図表1 中小企業業況DI



・日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査):2015年4月公表」をもとに朝日税理士法人が作成
 ・中小企業とは、資本金2千万円以上~1億円未満の企業
 ・業況DIとは、企業へ「業績はどうか」のヒアリングに対し、回答選択肢(「良い」-「悪い」)の社数構成比をもとに算出している

中小企業を取り巻く世界は思いのほか狭いもので、同業他社からの情報は意外なところで従業員の耳にも届くものです。地域や同規模の同業他社が「うちは給料上がった」となれば、やはり先ほどの質問に対し「それでもうちには関係ない」とはなかなか言い切れないのが実情ではないでしょうか?

2. 賃上げしても大丈夫か?

厳しい環境に耐え、決して短くない期間にさしたる昇給もなく、あったとしても気持ち程度の賞与が支給された程度だという中小企業の社長の話を良く耳にします。経営者の心情としても、ようやく見えてきた業況回復基調の中、世間動向とも足並みを合わせる必要もあろうかと、「今期これだけの利益があるからその範囲内でなら大丈夫」と、十分な検証をすることなく、昇給させてしまうこともあることでしょ。

ところが、中国経済の減速や為替相場の先行きに対する不安感、さらには公共投資の減速等、先行きを不安視する

声もあり、企業の景況感は強気に傾斜しないことも予想されます。一度上げた給与は中々下げづらいものです。上昇した人件費が場合によっては次年度以降の窮境要因にもなりかねません。その影響を検証した上で、賃上げを判断すべきと考えます。

3. どれだけのマイナス予想に耐えられるか?

金融機関や財務省等の調査結果を見ると、「3%程度の賃上げを行なう」としている回答の割合が高いことがわかります。月収30万円の人であればおおよそ1万円のアップです。経営状況を理解している従業員であれば、社長に感謝こそすれども文句を言う人は少ないだろう、と想像できる水準と思われる。しかしです…。次の図表を見て下さい。

図表2 人件費アップがマイナス予想に与える影響

◆今期		◆来期予想	
	比率		比率
売上	1000	1000	-
変動費	500	500	50%
固定費	450	459	46%
うち人件費	300	309	
営業利益	50	41	4%
利息等	30	30	
経常利益	20	11	1%

人件費3%UP ⇒⇒⇒

◆来期・ケース1) 売上3%ダウン		◆来期・ケース2) 変動費率2%アップ	
	比率		比率
売上	970	1000	-
変動費	485	520	52%
固定費	459	459	46%
うち人件費	309	309	
営業利益	26	21	2%
利息等	30	30	
経常利益	-4	-9	-0.9%

今期の経常利益率が2%と、ようやく黒字が実現できた会社(変動費率50%、固定費率45%の費用構造)があるとします。社長は来期の数字はこのままの水準で見込めるものとして、人件費を3%アップさせてもなお黒字が維持できると判断しました。ところが、ケース1)、ケース2)のように、売上3%ダウン、変動費率2%アップと、「わずかな」マイナス要因が頭在化するだけで、会社はまた赤字に転落してしまいます。

4. 賃上げは事業計画と共に計画する

従業員の中には「お金じゃない」と言ってくれる人もいます。しかし賃上げがモチベーションアップになることは間違いありません。これを機に更なる頑張りを求めたいところですが、前述の通り、安易な賃上げは来期以降の会社経営を危うくしてしまう要因になりかねません。

仕入れ品の価格の変動傾向、下請け先からの値上げ要請、主要顧客を取り巻くビジネス環境等をできるだけ正確に把握し、賃上げと同時に、自社の経営数値に影響を与える材料を加味した事業計画をしっかりと立てるべきと考えます。その上で、誰が何をしなければならぬのかをあらためて明確に整理し、気をひきしめるきっかけにしたいものです。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)